

# 広報あびこ

No. 69

35. 8. 1 号

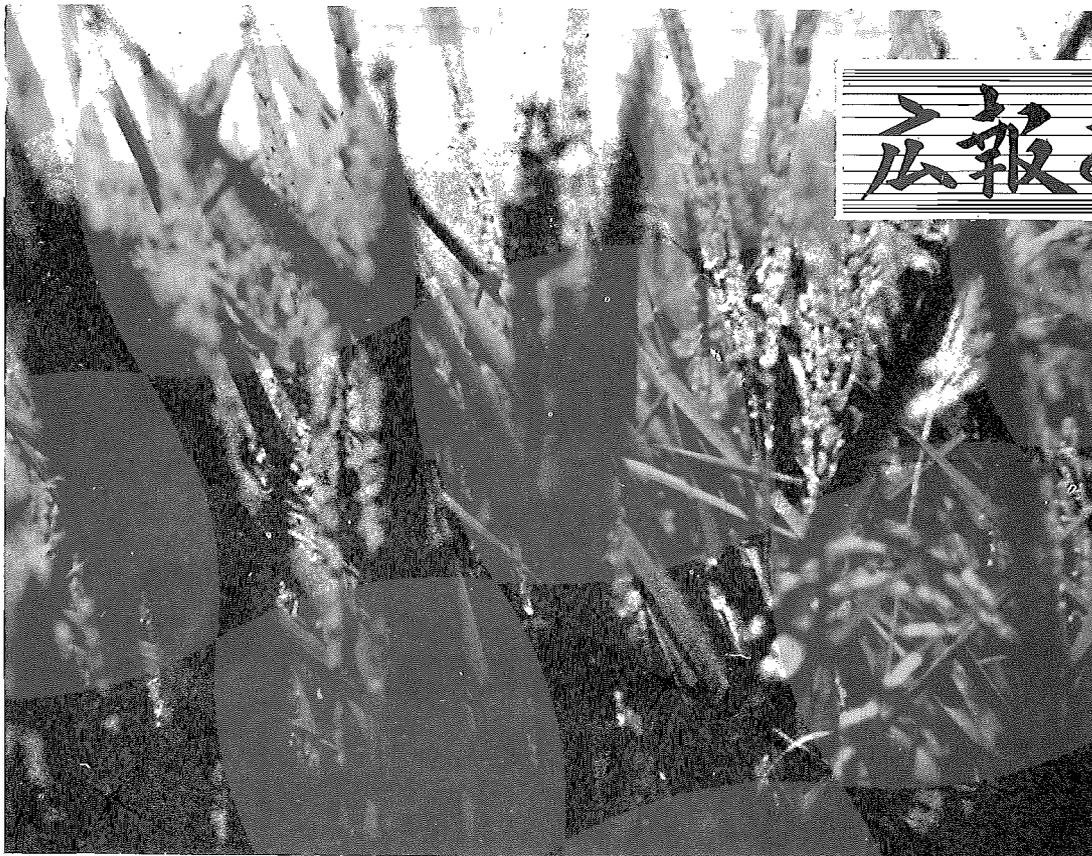
千葉県我孫子町役場

TEL (あびこ) 42

毎月1日16日発行 一部2円  
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

## —目次—

- 定例町議会報告…… 2~3
- 国保税の税率引下げ…… 4
- 結核健康診断始まる…… 5
- 家屋評価を実施…… 5
- 町営住宅工事始まる…… 6
- じゃがいも競作会…… 6
- 土じょう検診の結果…… 7~8
- 蚊・はえ等駆除の薬剤散布を実施…… 8



刈り取りはあと10日 秋水回避の北海道産新品種

(場所 東利根耕地)  
(品種 新栄・栄光)

## 広 報 あ び こ

(2)



法との関連における条文の整備と定数の削減を行ったもので、定数六百二十名を四百五十四名としました

### 消防団条例の一部改正 (原案可決)

この関連における条文の整備と定数の削減を行ったもので、定数六百二十名を四百五十四名としました

### 消防委員会条例の一部改正 (原案可決)

本委員会は、町長の調査諮問機関として設置されたもので、町長が会長になり委員会を招集することは不自然であるということから改正したものです。

### 国保税の税率引下げ (原案可決)

六月十五日に支給する期末手当の額を本年に限って給与月額の一、〇五カ月分と外に一人千五百円を加えて支給するよう改め、さらに国家公務員の例にならって、中堅職員の給与是正にともない百円から一千一百円の範囲で給料表を改正したものです。

### 町税条例の一部改正 (原案可決)

所得税法、地方税法、その他の法令で「不具者」という用語を用いるようになったので、このように改めた不動産登記法の固定資産税関係の規定が改正されたので、町税条例の固定資産税に関する規定を改正するとともにその他の規定の整備を図ったものです。

### 国民健康保険条例の一部改正 (原案可決)

国民健康保険の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の四段階の課税標準額から算定されるため、課税標準額の増減または保険給付の見込額から、年々税率改正の必要が生じてくるので、本年度もその必要から税率の引下げを行ったものです。

### 町医設置条例の新設 (修正可決)

本町には、従来から町医制度が設けられていますが町医に関する設置条例がないので、条例の制定をするのと同時にその適正運営を図るため設けたものです。

## 第二回追加予算は千百三十五万円

# ブルトナーザーなどの購入決まる

## 国保税の税率を引下げ

第二回定例町議会は、去る七月十一日午前九時から会期五日をもって開かれ、第二回一般会計追加予算など二十三件および成田線電化促進に関する決議など二件ならびに城山団地消防設備の設置に関する諸願など四件、計二十九件につき慎重審議の結果、二十件を原案可決、二件を採択、一件を修正可決、二件を否決、四件を継続審査に付し、七月十五日に閉会しました。以下、その結果の概要を簡単に報告いたします。

### 町税条例の一部改正 (原案可決)

### 商工業振興委員会条例の一部改正 (原案可決)

- 所得税法、地方税法、その他の法令で「不具者」という用語を用いるようになったので、このように改めた不動産登記法の固定資産税関係の規定が改正されたので、町税条例の固定資産税に関する規定を改正するとともにその他の規定の整備を図ったものです。
- 国民健康保険の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の四段階の課税標準額から算定されるため、課税標準額の増減または保険給付の見込額から、年々税率改正の必要が生じてくるので、本年度もその必要から税率の引下げを行ったものです。
- 町医に関する設置条例がないので、条例の制定をするのと同時にその適正運営を図るため設けたものです。
- 契約の相手方！千葉市東関東ふそう自動車KK 契約額一四九十五万円
- 規格一三菱BV型アングルドーザー 一台
- じんかい収集車購入契約の締結 (原案可決)
- 清掃事業の円滑な運営と能率的なじんかい収集を図るため、じんかい収集車購入の売買契約を締結しようとするものです。
- シャシ一 (原案可決)
- 契約の相手方！千葉市町下葉いすず自動車KK 契約額一六十七万円
- 規格一いすずTL二一型シャシ一 一台
- (ディーゼルエンジン二トン車)
- 契約の相手方！大阪府森田ポンプ特殊工業KK 契約額一六十五万円
- 品名一じんかい収集圧縮車架装一式
- 工事請負契約の締結 (原案可決)
- 契約の相手方！我孫子町我孫子中学校校舎増築工事の請負契約を締結しようとするものです。
- 契約の相手方！我孫子町我孫子岡田重三郎 請負金額一四四八千八百円
- 工事概要一厚型スレート葺、木造平家建一六一坪





表 (1) 土じょう検診結果

大 字	小 字	ネコ線	コブ線	シスト線	ネサ線	グレ線	自生虫	計	PH
我孫子	山原	11	7	22	4	14	477	544 138	4.5 4.0
柴崎	山原	16	17	28	23	21	1,092	1,157 735	4.5 4.5
都部	山原	16	17	21	12	13	283	327 345	4.5 4.5
都部	山原	18	17	12	7	5	545	574 486	4.5 4.5
都部	山原	17	17	9	9	13	447		4.5
都部	山原	8	11	5			206	230	4.5
都部	山原	16	12	2	3	4	194	216 303	4.5 5.0
都部	山原	13	1	18		6	282	315	4.0
岡発戸	山原	13	7	7	7	4	202	226 191	4.0 4.5
岡発戸	山原	14	7	6	6	6	164	244	4.5
岡発戸	山原	12	7	11	16	5	218	231	4.5
高野山	山原	7	16	16	21	5	170	198	5.0
高野山	山原	6	7	12	12	6	180	234	4.5
高野山	山原	16	7	12			186	211	4.5
土谷津	山原	13	2			6	166	187	4.5
根戸	山原	13	2	3	2	3	208	226	5.0
根戸	山原	14	7	2	7	2	136	159	5.0
根戸	山原	8	9	3	9	3	218	238	4.5
根戸	山原	18	7	6	7	6	182	213	4.5
根戸	山原	14	13	2	13	2	186	215	4.5
中峠	山原	14	7	2	7	2	178	201	5.5
中峠	山原	6	3	4	3	14	195	218	5.0
中峠	山原	12	16	5	16	5	376	409	4.0
中峠	山原	8	3	11	7	7	275	306	4.5
中峠	山原	12	8	3	8	3	161	185	4.5
中峠	山原	14	17	7	17	7	325	365	4.5
中峠	山原	6	8	11	11	11	266	292	4.0

畑土じょうは水田土じょうと比し、線虫のせい息に適しているため、そのせい息密度は増加の傾向にあり畑地生産力の大きな阻害となっている。土じょう線虫の種類は数千種といわれ大分類するとネグサレ線虫、ネコブ線虫、シスト線虫、自由生活種になります。作物に害をするのはネコブ線虫、ネグサレ線虫、シスト線虫だといわれています。このほど、町内各小字を抽出して畑の1カ所五十グラム程度の土を検診中ですが、現在までに判明したのは表(1)のとおりで、殺線虫剤による消毒実施が強く望まれます。なお、殺線虫剤による消毒にあたっては、十アルカリ性で、二十リットル以上の散葉が良いようです。線虫の検診と同時に酸度検定をしたところ、ほとんどが酸性化しているため土じょう改良も急務と思えます。土じょうが酸性になるのは、土じょう中の石灰、苦土、加里等の塩基が流亡するからです。酸性、アルカリ性の強さを表わすのにPHを用います。PHは一十四まであり七は中性を表わし七から数字が小さくなるにしたがって酸性度が強く、逆に七から数字が大きくなるにしたがってアルカリ性度が強くなります。PH4になると他の条件がどんなに良くとも、たいていの作物は生育が悪くなりやすいため、表(2)により中和することが必要です。



土じょう線虫防除を次のとおり実施します。防除前 防除実施前に深さ約二十センチ以上耕起して約一週間、耕起のさい、中につるや雑草等を入れないこと。雨天の場合は延期します。防除後 防除実施後約七日は葉害があるので、種まきや移植はできません。作物の都合で七日以内に種まきや移植をするときは、耕起してガス抜きをする。移植するときには必ず床土を消毒したものにす。散葉後大雨が降った場合は、日数を二日三日延ばしてガス抜きを深く(三十センチくらい)耕起する。たい肥を行うときは、薬剤がたい肥に吸収されるので散葉後七日以上たってから施肥すること。施肥量は通常の二割三割を減らすこと。

土じょう線虫防除実施日割表

防除月日	部	落
8月 1日	佐中下部	木崎戸田前
8月 2日	佐中下部	木崎戸田前
8月 3日	佐中下部	木崎戸田前
8月 5日	佐中下部	木崎戸田前
8月 7日	佐中下部	木崎戸田前
8月 8日	佐中下部	木崎戸田前
8月 10日	佐中下部	木崎戸田前
8月 20日	佐中下部	木崎戸田前
8月 21日	佐中下部	木崎戸田前
8月 22日	佐中下部	木崎戸田前
8月 23日	佐中下部	木崎戸田前
8月 24日	佐中下部	木崎戸田前
8月 25日	佐中下部	木崎戸田前
8月 26日	佐中下部	木崎戸田前
8月 27日	佐中下部	木崎戸田前
8月 28日	佐中下部	木崎戸田前
8月 30日	佐中下部	木崎戸田前
8月 31日	佐中下部	木崎戸田前
9月 1日	佐中下部	木崎戸田前
9月 2日	佐中下部	木崎戸田前
9月 3日	佐中下部	木崎戸田前

月日	汲み取り日程	ごみ取り日程
7月 29日	8・9・10・11・12・13・14区	2・3・4・5・6・7・8区
8月 3日	子の神・小暮・柴崎・青山 石橋・千葉食・増田・栄町	15・17区・小暮・城山 東我孫子・湖北・布佐
4日～9日	湖北・布佐	1・2・3・4・6・7・9 10・11・12・13・14・15区 栄町・船戸
10日～15日	下ヶ戸・東我孫子・栄町・船戸 根戸下・南飯塚 1・6・7・14・15・17区	湖北・布佐・東我孫子・城山 小暮・栄町・2・3・4・5 8・10・11・14・17区
16日～20日	2・3・4・5・8・9・10 11区・石橋・増田・日立	1・2・3・4・6・9・12 13・15区・船戸・湖北・布佐 東我孫子
22日～26日	小暮・柴崎・青山・城山 子の神・12区・湖北	城山・小暮・栄町・船戸・1 2・3・4・5・8・9・10 11・12・13・14・17区
9月 27日～1日	布佐・下ヶ戸・東我孫子・栄町 船戸・根戸下・南飯塚・日立 14区	2・3・4・6・7・15区 東我孫子・城山・小暮・湖北 布佐

薬剤散布の実施  
赤痢 疫病 食中毒、日本脳炎 小児マヒ等の発生流す季節となりました。そこで町では、はえ、蚊等を徹底的に駆除して、夏季伝染病の発生を予防するため、第三回目の薬剤散布を次のとおり実施いたします。すからご協力ください。



期日	対象地域	実施期間
8月1日	我孫子地区	8月1日～8月27日
9月1日	湖北地区	9月1日～9月7日 (毎日曜日とお盆中は休みます)
9月12日	布佐地区	9月12日～9月17日

散布方法 全戸もれなく行わないと効果がありませんから、全町いっせいにを行います。三兼機により屋内には乳剤または油剤、屋外には粉剤を散布します。

料金 1戸当り20円 (1戸当り40円かかりますが、半額を町で負担します。) 料金は貴区(班)長さんに届けて下さい。

別表(3) 酸度と酸度をなおすために必要な石灰質肥料所要量の算定基準表

土の塩化加里浸出液のpH	10アール深さ10cmの土じょうの反応を希望するpHに必要なたんカル算定基準量			同左消石灰1等品 (70%の場合)	同左生石灰1等品 (90%の場合)
	希望 pH				
	5.0	5.5	6.0		
4.0	60kg以上	90kg以上	120kg以上	たんカル	たんカル
4.5	30kg	60kg	90kg	所要量の約8割	所要量の約6割
5.0	0	30kg	60kg		
5.5	0	0	30kg		
6.0	0	0	0		

上記のとおり石灰を混入することによって中和できるが、有機質が欠乏していると安定しないので10アール当り950kg以上を安定剤として使用すること。(線虫防除後にたい肥を混入すること)

別表(2) 作物の酸性に対する強弱一覽表

種別	食糧作物	そ さい	工芸作物
強い (pH5.0以上)	水稻 陸稲、ヒエ じゃがいも ライ麦	大根 らっきょう	いぐさ 茶
弱い (pH6.0以上)	エン麦、粟とおもろこし さつまいも 小麦、そば	さといも、かぶ、ねぎ しょうが、からし すいか、いちご ゆり	タバコ 桑 ハッカ
特に弱い (pH6.0以上)	大麦、はだか麦 大豆、あずき いんげん、そらまめ えんどう、落花生	にんじん、たまねぎ、かぼちゃ きゅうり、メロン、トマト なす、セロリ ほうれん草、アスパラガス 唐がらし、はなやさい 白菜、ごぼう きゃべつ、パセリ	棉 菜種 除虫菊